

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年(2021年)11月17日

長野県下伊那農業高等学校長 田畑 邦仁

### 1 入札の目的

建設工事の請負契約

### 2 工事名

下伊那農業高等学校 カーボンニュートラル型植物工場設置工事

### 3 工事箇所

飯田市鼎名古熊

### 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 資格総合点数が820点以上であること。

イ 長野県内に、本店を有する者であること。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 5 工期

工事開始日から令和4年2月28日

### 6 支払条件

#### (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

#### (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

### 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、令和3年11月17日(水)から令和3年11月24日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

飯田市鼎名古熊 2366-4

長野県下伊那農業高等学校

電話 0265 (22) 5550

### 8 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月30日(火) 午前9時30分

イ 場所 長野県下伊那農業高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和3年11月24日（水）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号の一に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

契約保証金は、政令第167条の16並びに規則第142条及び第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとします。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(11) コリンズの登録

監督員の承諾を受けた上で、契約及びしゅん工日から10日以内にコリンズに登録してください。

9 その他

(1) 詳細は、入札心得によります。

(2) 設計図書に関する質問は令和3年11月17日（水）から11月22日（月）午後5時までに電子メールで、shimono-hs@pref.nagano.lg.jp に送信してください。質問があった場合の回答は、11月26日（金）までに入札参加資格を有する縦覧者に電子メール等で行うこととします。

(3) 現場確認が必要な場合は、事前に事務室へ連絡してください。